

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律要綱

1 目的

この法律の目的に、社会経済情勢の変化である地域公共交通の維持に困難を生じていることの要因として、旅客の運送に従事する人材の不足及びその運送の用に供する輸送施設の老朽化の進展を追加する。(第一条関係)

2 市町村及び公共交通事業者等の努力義務の拡充

- (1)「施設利用者用運送サービス提供者」とは、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動の目的となる施設を設置し、又は経営する者であつて、当該施設の利用に付随するサービスとして、無償で、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車以外の自動車を使用して、当該施設の利用者を運送するものとする。(第二条第五号関係)
- (2)市町村は、施設利用者用運送サービス提供者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないものとする。(第四条第三項関係)
- (3)公共交通事業者等は、関係者相互間の連携と協働に努めなければならないものとする。(第四条第四項関係)

3 鉄道事業再構築事業の拡充

- (1)鉄道事業再構築事業の内容として、現行の事業者が行う鉄道施設の建設若しくは改良又は車両の取得若しくは改良等の措置を追加する。(第二条第十号関係)
- (2)鉄道事業再構築事業を実施しようとする者が(1)の措置に係る鉄道事業再構築実施計画について国土交通大臣の認定を受けたときは、鉄道事業法による認可等を受けなければならないものについては、当該認可等を受けたものとみなすものとする。(第二十五条関係)
- (3)地方公共団体が、国土交通大臣の認定を受けた(1)の措置に係る鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同法に規定する経費とみなすものとする。(第二十五条の二関係)

4 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の創設

- (1)「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域、一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域又は自家用有償旅客運送に係る路線若しくは運送の区域(以下「バス路線等」という。)でその全部若しくは一部が休止され、若しくは廃止され、又はこれらのおそれがあるものにおける運送を、運送の種別又は態様の別のいかににかかわらず再び実施し、又は継続するために行う事業であつて、地方公共団体が当該バス路線等において地域

旅客運送サービスを提供する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、他の旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者による当該選定をした者への人員派遣等のあつせんその他当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させるものとする。(第二条第十二号関係)

- (2) 地域公共交通計画において、自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成し、これに基づき、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するものとする。(第二十六条の三第一項関係)
- (3) 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができるものとする。(第二十六条の四第一項関係)
- (4) 国土交通大臣は、(3)の申請があつた場合において、基本方針に照らして適切なものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。(第二十六条の四第二項関係)
- (5) 地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について(4)の認定を受けたときは、道路運送法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなすもの等とする。(第二十六条の五関係)
- (6) 施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者は、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならないものとする。(第二十六条の六関係)

5 海上運送利便確保事業の創設

- (1) 「海上運送利便確保事業」とは、一般旅客定期航路事業に係る航路のうちその事業の用に供する旅客船に係る法定の検査に伴い人の運送が一時的に休止することで地域住民の日常生活又は社会生活への影響が生ずるおそれがあるものにおける利用者の利便を確保するために行う事業であつて、地方公共団体が他の船舶運航事業者等を国土交通省令で定めるところにより選定し、この事業が行われなかった場合にその休止をすることとなる期間中、当該選定をした者に当該航路における船舶による人の運送等を実施させるものとする。(第二条第十三号関係)
- (2) 地域公共交通計画において、海上運送利便確保事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成し、これに基づき、当該海上運送利便確保事業を実施するものとする。(第二十六条の七第一項関係)
- (3) 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、海上運送利便確保実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができるものとする。(第二十六条の八第一項関係)
- (4) 国土交通大臣は、(3)の申請があつた場合において、基本方針に照らして適切なものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするも

のとする。(第二十六条の八第二項関係)

- (5) 地方公共団体がその海上運送利便確保実施計画について(4)の認定を受けたときは、海上運送法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなすものとする。(第二十七条関係)

6 連携促進団体

協議会の構成員として、地域旅客運送サービスに係る地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う民間団体(以下「連携促進団体」という。)を明示するとともに、連携促進団体は、地方公共団体に対して地域公共交通計画の作成又は変更を提案できることとするものとする。(第六条第二項第四号及び第七条第一項第三号関係)

7 鉄道事業再構築実施計画等の作成に係る資料又は情報の提供等の協力の求め

地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画等を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができることとし、この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする。(第二十八条関係)

8 その他

その他所要の改正を行う。

9 附則

- (1) この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
- (2) この法律による改正後の規定の施行状況に関する検討規定を設ける。(附則第二条関係)
- (3) 所要の経過措置を定める。
- (4) その他所要の改正を行う。